

第8回大洲市地域自治組織再編検討会議
(令和4年10月24日開催)

【別冊】

大洲市地域自治組織再編検討会議

1－2 協働による取組及び組織・職員体制

- 1 会計年度任用職員の雇用スケジュール及び勤務条件等
- 2 不正行為等（業務上横領等）への対応
- 3 コミュニティセンター（仮称）の職員配置及び業務
- 4 自治会活動における市公用車の利用支援
- 5 地域の学び事業の一定基準に係る基本的な考え方

2－3 コミュニティ施設の事業・業務及び連絡所業務

- 1 証明書（住民票）等発行サービスの廃止

3－1 社会体育施設等の管理運営体制

- 1 社会体育施設等の管理運営体制の在り方

4－3 地域自治組織と各種地区組織との一元化

- 1 地区社会福祉協議会
- 2 地区自主防災組織
- 3 地区人権教育協議会
- 4 地区青少年健全育成協議会
- 5 大洲交通安全協会支部

4－4 自治会連絡会議等の在り方

- 1 自治会連絡会議等の在り方
- 2 市政懇談会の在り方

1 会計年度任用職員の雇用スケジュール及び勤務条件等

(1) 募集から採用までのスケジュール

会計年度任用職員の募集から採用までのスケジュールについて、基本的な流れを下記のとおり示すものである。

時 期	内 容
9月頃～	地域での人選・調整
12月上旬頃	募集・周知 3週間程度 <応募受付期間> ○ 令和__年__月__日() から令和__年__月__日() まで ・ 月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分まで <受験資格> ○ 応募にあたり、地方公務員法第16条の規定に基づき、以下に該当する方は受験できません。 ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人 ・ 大洲市として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人 ・ 日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人 <提出書類> ○ 受験申込書（大洲市会計年度任用職員登録申込書） ○ 返信用封筒 ※ 84円切手同封
1月上旬頃	書類審査・口述試験日通知 <受験申込書審査> ○ 受験申込書に記載の下記の内容を事前に審査します。 ・ 志望動機、自己PR、資格・免許、経歴など <口述試験日通知> ○ 受験申込書の提出者に対し、口述試験日を通知します。
2月上旬頃	口述試験・合否決定 <口述試験> ○ 採用予定部署の担当者による面接を行います。 ・ 評価基準に基づき、職務適性、コミュニケーション能力、パソコン操作力等の項目別に5段階で評価します。 <合否決定> ○ 評価の合計点が上位の者を合格とします。 ・ 書類審査、口述試験の結果を総合的に勘案して合否を決定します。 ・ 合計点が平均点に達していない場合、採用予定数に達していなくても不合格とする場合があります。
2月下旬頃	最終合格者発表・配属先決定通知 <合否通知> ○ 令和__年__月下旬に受験者に郵送で通知します。 ・ 合否結果について、電話による問い合わせにはお答えできません。 ・ 詳細は配属先の担当者から改めて連絡します。

(2) 勤務条件等

■ センター職員・集落支援員

<任用期間>

- 原則として令和__年4月1日から令和__年3月31日までの1年間
 - ・ 任用の日から1月の間は条件付採用期間となります。
 - ・ 任用期間は一会計年度内ですが、勤務成績により3年を上限として再度の任用を行う場合があります。

<給与等>

- 初任給：一般事務（フルタイム勤務）150,600円/月
 - ・ 給料は、勤務年数に応じて決定します。
- 諸手当：通勤手当、期末手当、時間外勤務手当、退職手当(6月経過後から)
 - ・ 通勤手当は、交通用具を用いた場合で片道2km以上となる場合に支給します。
- 社会保険：健康保険、厚生年金保険及び雇用保険(6月経過後まで)

<勤務時間>

- 週5日勤務（1週間当たり38時間45分）
 - ・ 勤務場所によって土・日曜日の勤務があるなど勤務形態が異なります。
 - ・ 行事等の都合で時間外勤務をお願いすることがあります。

<休暇>

- 年次有給休暇：10日（最大20日付与）
 - ・ 当年度付与された年次有給休暇10日を取得しなかった場合は、翌年度に繰り越されますが、繰越分を翌々年度には繰越しできません。
※ 採用初年度は、任用期間の経過月数に応じて最大10日まで付与されます。
- 特別休暇：夏季休暇3日、その他に産前産後休暇、忌引休暇など

<服務>

- 地方公務員法に基づく服務の各規程の適用
 - ・ 服務の宣言、法令及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、守秘義務、職務専念義務、政治的行為の禁止、争議行為等の禁止、営利企業等への従事の制限等が適用されます。

■ センター長・分館長

<任用期間>

- ❖ センター職員及び集落支援員と同じ

<給与等>

- 報酬：センター長 360,000円/年程度
分館長 85,000円/年程度
 - ・ 1月の勤務時間やセンターの開館時間等に応じて決定します。
(基本時間給 1,019 円による)

<勤務時間>

- 1月当たり30時間程度（分館長は7時間程度）
 - ・ 業務量に応じて勤務時間を決定します。

<休暇>

- 年次有給休暇：勤務日数に応じて付与（1日～最大3日程度）
 - ・ 例えば、週1日勤務（長短関係なし）した場合で、かつ1年間の勤務日数が48日から72日までの場合は、1日付与されます。（最大3日）

<服務>

- 地方公務員法に基づく服務の各規程の適用
 - ・ 服務の宣言、法令及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、守秘義務、職務専念義務、政治的行為の禁止、争議行為等の禁止等が適用されます。

(3) 会計年度任用職員と地域任用職員との違い

組織再編後の直営3年間は、会計年度任用職員として、市長が任命するが、指定管理になった場合は、地域任用職員として、自治会長が任命することになる。

【任用形態の主な項目の比較】

項 目	市直営		指定管理
	会計年度任用職員		地域任用職員
	フルタイム	パートタイム(平日)	
任命権者	大洲市長	大洲市長	自治会長
服務	地方公務員法 第30条から第38条※ までの規定 ※ 副業・兼業の制限	地方公務員法 第30条から第37条ま までの規定	自治会の定める就業規 則若しくは服務規程
給料(報酬)	初任給 150,600 円 一般事務	初任給 77,729 円 一般事務 ※ パートタイムは報酬扱い	※ 市運用準用可
諸手当	通勤手当 期末手当 時間外勤務手当 退職手当(6月経過後から)	費用弁償 期末手当 時間外勤務手当相当額	※ 市運用準用可
社会保険	地方公務員共済組合 健康保険 厚生年金	地方公務員共済組合 健康保険 厚生年金	全国健康保険協会 健康保険 厚生年金 ※ 半日勤務は、配偶者扶養の範囲 であり、任意適用の必要性を判断 (1事業所内で両方の取扱不可)
	雇用保険(6月経過後まで)	雇用保険	雇用保険
災害補償	地方公務員 災害補償制度 ※ ただし、1年目は非常勤 職員公務災害補償制度適用	非常勤職員 公務災害補償制度	労災保険
勤務時間	週5日勤務 1週間当り 38 時間 45 分	週5日勤務 1週間当り 20 時間	※ 市運用準用可
休暇	年次有給休暇 10 日 (最大 20 日付与) 特別休暇、介護休暇、 その他休暇あり	年次有給休暇 10 日 (最大 20 日付与) 特別休暇、介護休暇、 その他休暇あり	※ 市運用準用可
福利厚生	人間ドック (共済組合) 定期健康診断 ストレスチェック	人間ドック (共済組合) 定期健康診断 ストレスチェック	生活習慣病予防検診 (協会けんぽ) ※ 任意適用以外の者は受検不可 のため、市が実施する「定期健康 診断」にて受検
人事評価	地方公務員法適用 能力・態度評価、業績 評価	地方公務員法適用 能力・態度評価、業 績評価	※ 市運用準用可

2 不正行為等(業務上横領等)への対応

(1) 現状

センター職員及び集落支援員等が業務上管理する金品を着服(業務上横領)した場合に生じる地区の損失を賠償する保険制度はない。

(2) 対応策

不正行為を未然に防ぐために、会計処理システムの提供をはじめ、会計事務処理マニュアルの作成、指導・監査体制の確保、実地検査の実施の徹底を図るとともに、必要に応じて、コンプライアンス研修を実施し、職員の意識向上に努める。

3 コミュニティセンター（仮称）の職員配置及び業務

【職員の配置】別表1のとおり

	市直営	指定管理	備 考
センター長	1 人	1 人	自治会長の兼務可能
センター職員	0.5～1 人	0.5～1 人	0.5 人は半日勤務のイメージ
集落支援員	0.5～1.5 人	0.5～2 人	0.5 人は半日勤務のイメージ

※ 移行1年目（引継期間）については、現状把握や新体制検討等の試行期間とし、現在の公民館・分館の実施体制のままでの事業実施を可能とする。2年目以降は、1年目の状況を踏まえた職員配置を行う。

【職員の身分】

	市直営	指定管理
センター長	市職員（会計年度任用職員）	地域任用職員
センター職員	市職員（会計年度任用職員）	地域任用職員
集落支援員	市職員（会計年度任用職員）	地域任用職員

【職員の業務（役割）】

	市直営	指定管理
センター長	○センター・分館運営統括 ○職員の管理監督 ○自治会支援※	○センター・分館運営統括 ○職員の管理監督
センター職員	○貸館（受付・許可等） ○施設維持管理 ○自治会支援※	○貸館（受付・許可等） ○施設維持管理
集落支援員	○自治会事務局（地域行事の企画・運営、会計処理等） ○地域の状況調査及び課題整理 ○地域等と関係機関の連絡調整 ○地域の在り方に関する話し合いの推進 ○地域の維持及び活性化のための取組 他	○自治会事務局（地域行事の企画・運営、会計処理等） ○地域の状況調査及び課題整理 ○地域等と関係機関の連絡調整 ○地域の在り方に関する話し合いの推進 ○地域の維持及び活性化のための取組 他

■ 指定管理に移行した場合は、施設の一体的・総合的な活用が可能となるとともに、センター職員と集落支援員が連携・協力しながら、施設管理と自治会業務を一体的に担う体制を整えることで、職員の負担軽減につながる。

※ 指定管理に移行した場合は、自治会支援は、市職員（本庁・支所）が行うこととなる。

4 自治会活動における市公用車の利用支援

(1) 組織再編後の課題

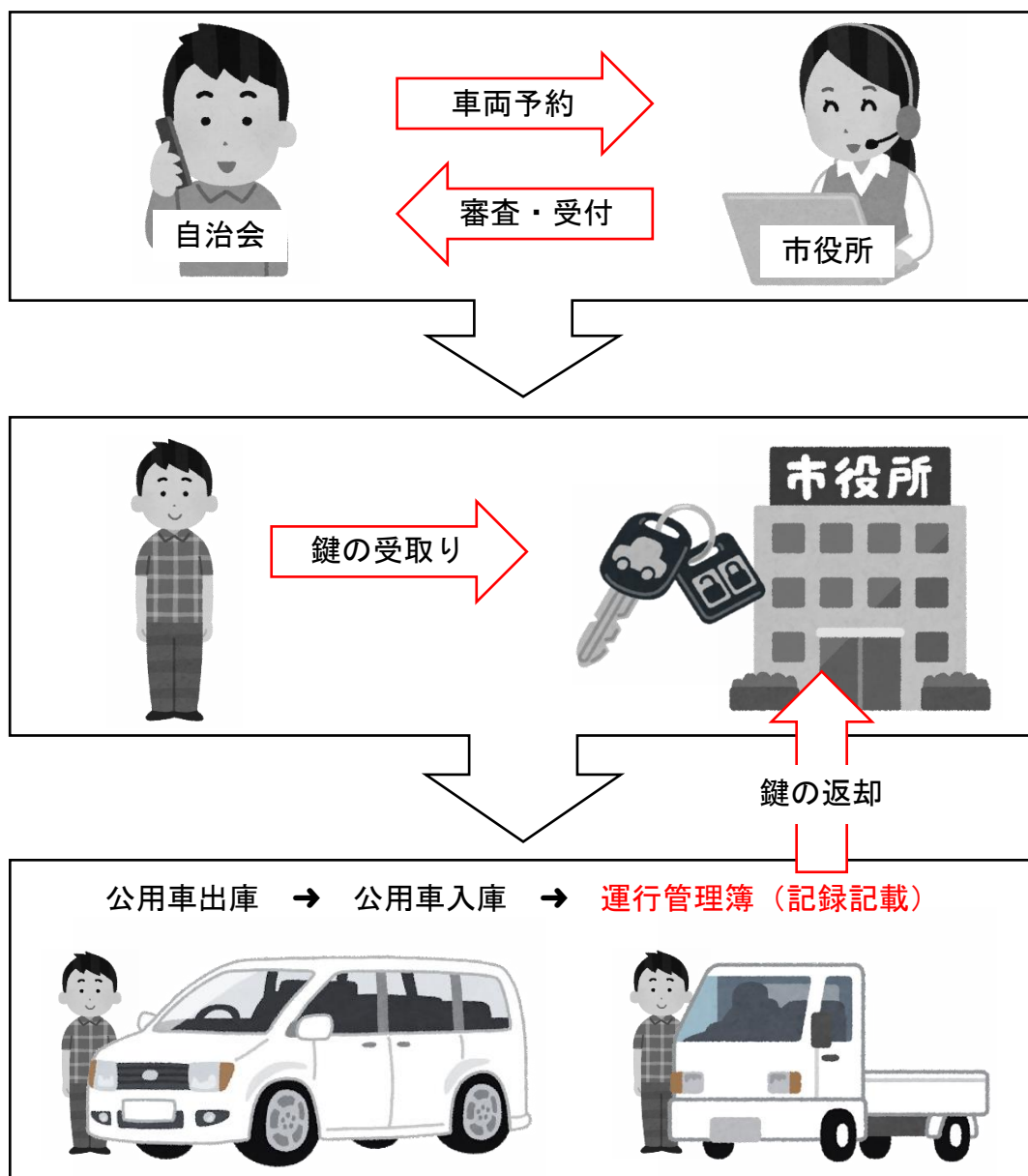
市が管理する公用車については、再編以降3年間は直営の体制であるため、各センターの職員が利用するには支障はないが、指定管理に移行した場合は、全て地域任用職員となるため、安易に公用車の利用ができなくなり、役員等の私用車を利用せざるを得ない状況となる。

(2) 課題への対応と支援

各種研修会参加による県内外への出張や各種行事における機材運搬など、市との協働による取組と判断できる活動に限り、自治会が公用車を使用することを認める。(利用可能車両設定予定)

ただし、市職員が受付・予約する時点で、補償の条件である公務の一環（市との協働による取組）であるか否かの判断を行い、使用可能と判断した場合で、実際に使用した時は、運行管理簿に記録を記載し、市に報告する。

《公用車利用イメージ》



5 地域の学び事業の一定基準に係る基本的な考え方

(1) 学級講座の基本的な考え方

地域の学び事業のうち、学級講座等については、引き続き、生涯学習を推進するため、次のとおり一定基準を設定するとともに、学習内容の例を参考に地区住民のニーズに応じて開催する。

① 学級講座の開設要領

ア 各学級共通事項	
対 象	○ 原則、10名以上で構成
実施要領	○ 原則、学級講座合計15回以上、30時間以上とする。目安は、1学級あたり3回以上、6時間以上とする。 ○ 年間を通じて、積極的に取り組むこと。 ○ 地域振興一括交付金の実績報告書で定める様式により、地域の学び事業に関する実績を報告すること。
学習内容	【必須学習】 ○ 人権同和教育学習会 ・ 国民的課題である人権問題への意識を高める活動 【その他の学習】 ○ 青少年の健全育成に資する事業 ・ 地域が子どもたちを健全に守り育てる活動 ○ 健康寿命延伸に資する事業 ・ 住民の健康づくり、コミュニティづくりにつながるスポーツ大会等 ○ 開設要領に例示する学習内容を参考に地域の実情に応じた事業

イ 家庭教育学級	
開設目的	○ 家庭教育に関する学習及び保護者間の交流や情報交換を通して、家庭における教育上の課題に対応するための知識を身につける。
対 象	○ 同一地区内に居住する高校生以下の子どもを育てる保護者
実施要領	○ 校区を同じくする自治会と合同開催することができる。 ○ 学校やPTA等との連携・共催で行うことができる。
学習内容 【例】	○ うちどくの推進 ○ 食育 ○ 思春期における親子関係 ○ 生活習慣・学習習慣 ○ 親子教室 ○ インターネットや携帯電話、メディア等の弊害に関する学習 ○ レクリエーション ○ リラクゼーション など

ウ 高齢者学級	
開設目的	○ 趣味、教養、健康、地域活動等に関する学習を通し、高齢者が生きがいを持って心豊かに生活できるよう支援すること。
対 象	○ 同一地区内に居住する高齢者（おおむね65歳以上）
実施要領	○ 他の組織との連携・共催で行うことができる。
学習内容 【例】	○ 健康づくり・食育 ○ 交通安全・生活安全 ○ 認知症予防 ○ 郷土の歴史文化学習 ○ 環境問題 ○ インターネットや携帯電話等に関する学習 ○ リラクゼーション ○ レクリエーション ○ 子どもたちとの共同体験学習 など

エ 女性学級	
開設目的	○ 家庭や社会における女性の豊かな人間性や知識・教養を高め、相互の交流や情報交換を図り、地域社会の絆を深めていくこと。
対 象	○ 同一地区内に居住する成人女性
実施要領	○ 他の組織との連携・共催で行うことができる。
学習内容 【例】	○ 男女共同参画社会に関する学習 ○ 健康づくり ○ インターネットや携帯電話等に関する学習 ○ 法律問題 ○ 消費生活 ○ 食育 ○ 環境問題 ○ 奉仕活動 ○ レクリエーション ○ リラクゼーション など

オ 成人学級	
開設目的	○ 地域社会における様々な課題を共同で学習することにより、心豊かで潤いのある生活と、より良い地域づくりを目指すこと。
対 象	○ 同一地区内に居住する成人
実施要領	○ 他の組織との連携・共催で行うことができる。
学習内容 【例】	○ 地域課題・地域づくり ○ 防災に関する学習 ○ 交通安全 ○ 消費生活 ○ 郷土の歴史文化学習 ○ レクリエーション ○ リラクゼーション など

カ 青年学級	
開設目的	○ 急速に変化する時代の流れに対応する知識を身につけ、地域の中の青年としての自覚を養い、仲間づくりの機会とするとともに、青年団体等の学習活動を奨励すること。
対 象	○ 同一地区内に居住する青年
実施要領	○ 他の組織との連携・共催で行うことができる。
学習内容 【例】	○ 地域課題・地域づくり ○ 防災に関する学習 ○ 交通安全 ○ ボランティア活動 ○ レクリエーション ○ リラクゼーション など

キ 軽スポーツ・スポーツ大会等	
開設目的	○ 住民の健康づくり、コミュニティづくりにつながるスポーツ大会等を行うことにより、住民間の親睦と仲間づくり、生きがい、健康寿命の延伸につなげる。
対 象	○ 同一地区内に居住する住民
実施要領	○ 上記イからカまでの学級での開催を可能とする。
学習内容 【例】	○ ウォークラリー ○ マラソン大会 ○ ソフトボール大会 ○ レクリエーションバレーボール大会 ○ クロッケー大会 ○ ゲートボール大会 ○ ニュースポーツ、軽スポーツ など

② 交付金（基礎額）の使途

地域の学び事業のうち、学級講座に係る交付金の基礎額 25 万円の使途については、基本的には下表の科目に基づくものとする。

科 目	使 途
報償費	○ 講師謝金（基準額は下表のとおり） ※ 原則、1 学級につき講師は 1 名とし、行政機関の職員が勤務時間内に講師にあたる場合は報償費を支給しないこと。
旅費	○ 県外研修における随員職員の日当 ※ 職員が昼食を負担しない場合は半日当とすること。 ○ 講師の費用弁償（実費弁償） ※ 講師に報償費を支給しない場合に限り費用弁償を支給すること。
消耗品費	○ 資料作成の用紙代等 ○ 学級に要する材料代（共有使用材料など） ※ 原則、受講者負担とすること。
燃料費	○ 市バス燃料代
印刷製本費	○ 資料及び封筒印刷代 ○ 記録用写真印刷代
通信運搬費	○ 開催案内及び講師依頼等郵送代
委託料	○ 市バス運行委託料
使用料及び賃借料	○ 民間バス借上げ料 ○ 会場使用料 ○ 駐車場使用料 等
注）一定基準を超えた場合の実費額の基本的な考え方 ・ 報償費をはじめ、消耗品費や燃料費等の諸経費は実費額として算定するが、民間バス借上げ料は、1 台分を基礎額の中で算定しているため、追加分は実費額算定から控除する。 ・ 消耗品費のうち、食材費や材料費等は原則、参加者負担とするが、子ども対象の学級等に関し、経費の一部に充てることができる。なお、共有使用材料などは実費額として算定する。	

③ 講師報償費基準表

学級講座等の開催に係る講師の報償費については、下表の区分に応じた金額を支払う。ただし、助手は講師の半額とする。

区 分	金 額	備 考
一般市内講師 （学識経験者、団体長等）	5,000 円～ 10,000 円以内	○ 指導時間は、2 時間程度とすること。 ○ 学級講座の内容に応じて、左記の金額の範囲内で報償費を決定すること。 ○ 講師・助手を明確にし、助手の謝金は、講師の半額とすること。 ○ 支払方法は口座振替とし、講師が個人の場合は所得税の源泉徴収を行うこと。 ○ 講師・助手が個人の場合は、法定調書作成のため、マイナンバーを取得すること。 ○ 報償費は旅費を含むため、報償費を支払う場合は、旅費は支払わないこと。
一般市外講師 （隣接市町在住学識経験者、生涯学習推進講師）	5,000 円～ 15,000 円以内	
一般市外講師 （松山市以东在住学識経験者、生涯学習推進講師）	10,000 円～ 30,000 円以内	
県内専門職 （大学教授、医師、弁護士）	30,000 円以内	

(2) 人権教育及び啓発活動の基本的な考え方

地域の学び事業のうち、人権教育及び啓発活動については、人権同和教育の推進を継続するため、次のとおり一定基準を設定するとともに、地区住民のニーズに応じた人権教育及び啓発活動を行う。

① 人権教育及び啓発活動の実施要領

対 象	○ 地区住民
実施要領	○ 学級講座での学習会以外の研修会や啓発活動を実施する。 ○ 年間を通じて、積極的に取り組むこと。 ○ 地域振興一括交付金の実績報告書で定める様式により、地域の学び事業に関する実績を報告すること。
実施内容	○ 地区人権同和教育研修会（小・中学校等との連携） ○ 市人権教育研究大会等への参加 ○ 啓発グッズ作成及び啓発活動

② 交付金の使途

地域の学び事業のうち、人権教育に係る交付金 8 万 5 千円の使途については、基本的には下表の科目に基づくものとする。

科 目	使 途
旅費	○ 県外研修における随員職員の日当 ※ 職員が昼食を負担しない場合は半日当とすること。
消耗品費	○ 資料作成の用紙代等 ○ 現地研修等のお土産代 ○ 啓発グッズ作成代
燃料費	○ 市バス燃料代
印刷製本費	○ 資料及び封筒印刷代 ○ 記録用写真印刷代
通信運搬費	○ 開催案内等郵送代
委託料	○ 市バス運行業務委託料
使用料及び賃借料	○ 会場使用料 ○ 駐車場使用料 等

1 証明書（住民票）等発行サービスの廃止

(1) 証明書等発行サービスの現状と廃止に伴う課題

① 現 状

連絡所機能を有する窓口を市内に19箇所設置しているが、連絡所での証明書等発行サービスの取扱件数が年々減少する一方で、商業施設内に設置されている「市民サービスセンター」の利用が年々増加傾向にある。

このことは、土日・祝日も利用できることや、周辺に多数の商業施設が集中するなど利用者にとって利便性が高いことが要因であると考えている。

地域連絡所	平成22年度	令和3年度	比 較
大洲地域連絡所	5, 3 6 8 件	2, 3 9 6 件	▲ 2, 9 7 2 件
長浜地域連絡所	1, 4 7 9 件	5 0 9 件	▲ 9 7 0 件
肱川地域連絡所	6 3 件	3 3 件	▲ 3 0 件
計	6, 9 1 0 件	2, 9 3 8 件	▲ 3, 9 7 2 件
市民サービスセンター	2, 6 5 4 件	5, 0 5 8 件	2, 4 0 4 件

② 課 題

コンビニ交付の導入やデマンド型交通の整備等による証明書等発行サービスの廃止、また、別の手段として、実態に応じた郵便局委託の検討をする上で、次のような課題が考えられる。

- コンビニから遠い中山間地域では不便となる。
- 郵便局のない地区があり、郵便局委託では解決できない。
- 現在の法律の枠組みの中で、自治会へ証明書等発行サービスの委託は、実務的に困難である。

(2) 証明書等発行サービスの廃止時期の再検討と新たなサービス体制の構築

上記における課題等を踏まえ、直営の間（最長3年）は、証明書等発行サービスを継続するとともに、コンビニ交付サービス利用の動向を注視しながら、4年後においては、新たなサービスとして証明書宅配サービスを導入する。

【経過措置】

- 直営の間（最長3年）は、センターにおける証明書等発行サービスを継続することとし、その後は廃止する。

【新たなサービスの検討】

○ 証明書宅配サービス（案）

事前申込を受けて、翌日以降（9～16時）に職員が自宅に証明書を届ける宅配サービスにて対応する。

- ・ 対 象 者 外出困難で家族等の申請が困難な方
- ・ 申 込 者 本人又は住民票の同一世帯の方
- ・ 申込方法 電話又はFAX、コミュニティセンター取次ぎ
- ・ 手 数 料 各証明書の手数料のみ（宅配料無料）

1 社会体育施設等の管理運営体制の在り方

(1) 社会体育施設等の管理運営体制

① 現 状

現在、社会体育施設及び文化施設等の管理（鍵の受渡し・申請受付等）は、公民館業務として位置付けている。

また、ふれあい広場の維持管理は、自治会に委託し、地区運動会や盆踊り大会など、地区のコミュニティの場として活用されている。

② 課 題

社会体育施設のうち地域中心部にある施設は、地区住民以外（市外の方を含む）の利用があり、また、文化施設の中には、地区住民の利用が少ない国登録有形文化財（末永邸）や、すでに閉館している施設があり、センター業務として位置付けることが困難な施設も存在する。

③ 再編後の基本的な考え方

ア 管理体制

原則、社会体育施設等の管理は、これまで利用されてきた住民サービス維持のため、センター業務として位置付け、指定管理者制度への移行後は、指定管理者（自治会）に管理業務を委託する。

また、文化施設の一部については、所管する本庁担当課又は支所に事務を移管することで地区の負担を軽減する。

ただし、管理者及び利用者の負担を軽減するためのデジタル管理システムによる管理方法を導入した場合は、その管理を本庁担当課による一括管理の方向で検討する。

イ 管理経費

社会体育施設の管理（鍵の受渡し・申請受付等）に係る委託料相当については、1施設当たりの年額を算定の上、自治会に対し、指定管理料又は地域振興一括交付金に加算して支払うこととする。

また、ふれあい広場の管理については、引き続き、自治会に委託し、対象面積に応じて積算した委託料相当分を、社会体育施設と同じく、指定管理料又は地域振興一括交付金に加算して支払うこととする。

(ふれあい広場の管理業務)

業務内容	年回数	実施時期
清掃（除草）	4回	適時
草刈り	4回	適時 ※ 清掃作業とあわせて実施
グラウンド整備	24回	適時 月2回

＜地域自治組織再編後の施設管理体制（案）＞

No.	施 設 名	施設管理体制	
		現 状	再 編 後
1	大洲小学校屋内運動場	肱南公民館	肱南地区コミュニティセンター
2	大洲小学校屋外運動場		
3	大洲南中学校屋内運動場		
4	大洲南中学校屋外運動場		
5	カヌー艇庫		教育委員会
6	久米小学校屋内運動場	久米公民館	久米地区コミュニティセンター
7	久米小学校屋外運動場		
8	喜多小学校屋内運動場	肱北公民館	肱北地区コミュニティセンター
9	喜多小学校屋外運動場		
10	大洲北中学校屋内運動場		
11	大洲北中学校屋外運動場		
12	平小学校屋内運動場	平公民館	平地区コミュニティセンター
13	平小学校屋外運動場		
14	徳森公園	徳森公園管理センター	徳森公園管理センター
15	平野小学校屋内運動場	平野公民館	平野地区コミュニティセンター
16	平野中学校屋内運動場		
17	平野中学校屋外運動場		
18	南久米ふれあい広場	南久米公民館	南久米地区コミュニティセンター
19	南久米体育館		
20	菅田小学校屋内運動場	菅田公民館	菅田地区コミュニティセンター
21	肱東中学校屋内運動場		
22	肱東中学校屋外運動場		
23	大成ふれあい広場	大川公民館	大川地区コミュニティセンター
24	大成体育館		
25	蔵川ふれあい広場		
26	蔵川体育館		
27	柳沢ふれあい広場	柳沢公民館	柳沢地区コミュニティセンター
28	柳沢体育館		
29	田処ふれあい広場		
30	新谷小学校屋内運動場	新谷公民館	新谷地区コミュニティセンター
31	新谷小学校屋外運動場		
32	新谷中学校屋内運動場		
33	新谷中学校屋外運動場		
34	三善小学校屋内運動場	三善公民館	三善地区コミュニティセンター
35	三善小学校屋外運動場		
36	栗津小学校屋内運動場	八多喜公民館	八多喜地区コミュニティセンター
37	栗津小学校屋外運動場		
38	大洲東中学校屋内運動場		
39	大洲東中学校屋外運動場		
40	上須戒ふれあい広場	上須戒公民館	上須戒地区コミュニティセンター
41	上須戒体育館		
42	明玄ふれあい広場		

No.	施 設 名	施設管理体制	
		現 状	再 編 後
43	長浜小学校屋内運動場	長浜公民館	長浜地区コミュニティセンター
44	長浜小学校屋外運動場		
45	長浜中学校屋内運動場		
46	長浜中学校屋外運動場		
47	長浜スポーツセンター		
48	長浜体育館		
49	晴海ふれあいパーク		
50	末永邸		長浜支所
51	ふれあい会館	ふれあい会館	ふれあい会館
52	喜多灘ふれあい広場	今坊公民館	今坊地区コミュニティセンター
53	喜多灘体育館		
54	櫛生ふれあい広場	櫛生公民館	櫛生地区コミュニティセンター
55	櫛生体育館		
56	出海ふれあい広場	出海公民館	出海地区コミュニティセンター
57	出海体育館		
58	大和ふれあい広場	大和公民館	大和地区コミュニティセンター
59	豊茂ふれあい広場	豊茂公民館	豊茂地区コミュニティセンター
60	豊茂体育館		
61	白滝ふれあい広場	白滝公民館	白滝地区コミュニティセンター
62	白滝体育館		
63	戒川ふれあい広場		
64	戒川体育館		
65	柴ふれあい広場		
66	柴体育館		
67	肱川小学校屋内運動場	肱川公民館	肱川中央地区コミュニティセンター
68	肱川中学校屋内運動場		
69	肱川中学校屋外運動場		
70	肱川農業者トレーニングセンター		
71	高砂運動場		
72	下石丸ふれあい広場		
73	大駄場ふれあい広場		
74	中津ふれあい広場		予子林地区コミュニティセンター
75	肱川小学校プール一般開放		肱川支所
76	肱川歴史民俗資料館		教育委員会
77	正山ふれあい広場	肱川公民館正山分館	正山地区コミュニティセンター
78	正山体育館		
79	大谷ふれあい広場	肱川公民館大谷分館	大谷地区コミュニティセンター
80	大谷体育館		
81	共楽園グラウンド		
82	大谷郷土文化保存伝習館		
83	予子林ふれあい広場	肱川公民館予子林分館	予子林地区コミュニティセンター
84	予子林体育館		
85	河辺小中学校屋内運動場	河辺公民館	植松地区コミュニティセンター
86	河辺ふれあい広場		大伍地区コミュニティセンター
87	河辺体育館		
88	大伍ふれあい広場		北平地区コミュニティセンター
89	北平ふれあい広場		
90	河辺歴史民俗資料館		教育委員会

(2) 避難所運営体制の在り方

① 避難所運営管理の基本方針

ア 平常時

平常時とは、避難所を立ち上げるために、避難所運営マニュアルや様式を事前に準備し、訓練等でその実効性を検証しておく期間のこと。

関係者で事前に協議し、避難所生活に必要なルールや避難所内のレイアウト等を定める。

イ 初動期・応急期【発災当日～3日目まで】

初動期とは、避難情報の発令や地震等の災害発生直後に、避難所を開設・運営するための必要な業務を行う期間のこと。

また、応急期とは、地震等の災害発生後3日目までの期間を示す。避難者にとっては、避難所での仕組みや規則に従った日常性を確立する時期となる。

現在の初動期における避難所開設の責任者は、原則として市であるが、市が即対応不可で、かつ緊急の場合は、自治会が業務を実施する。

ウ 復旧期【4日目以降】

復旧期とは、地震等の災害発生から4日目以降の期間を示す。復旧期からの避難所の運営は、避難者の自主再建の原則に基づいて、避難者が主体となっていくが、支援物資の調整や施設の安全確認、避難者の入退所管理などは、市が自治会と連携しながら支援を継続する。

注) 被災の状況によって、上記期間は変わる場合がある。

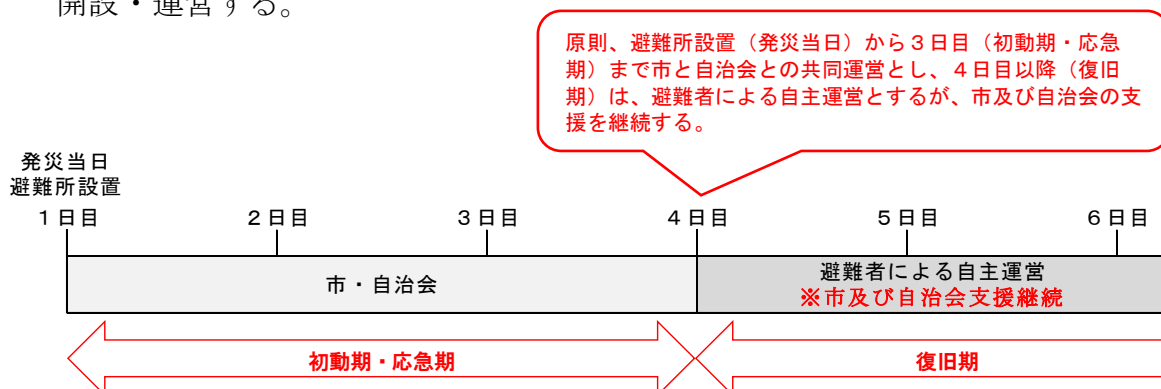
② 避難所開設・運営の体制イメージ

原則、市が避難所を開設するが、勤務時間外の時間帯は自治会にて開設するとともに、配置された市職員と共同して運営にあたる。

自治会における避難所運営は、原則3日間とするが、災害の規模により長期化する可能性がある場合、市と自治会の協議の上、上限の期間を決定する。

なお、指定管理になった場合は、全ての時間帯において、指定管理者である自治会が開設し、避難所運営にあたることになるが、これまでと同様に市においても必要な運営支援を行う。

ただし、市指定避難所以外の施設を避難所としている場合は自治会の判断で開設・運営する。



③ 手当の支給

市から設置依頼を行った避難所の運営に従事した自治会関係者には、大洲市職員に支給する額と同じ、手当 4,400 円/日を支給する。（8:30～17:15→4,400 円、17:15～翌朝 8:30→4,400 円）

《指定一般避難所》

No.	施 設 名	No.	施 設 名
1	肱南公民館	49	大洲東中学校
2	大洲市民会館	50	上須戒公民館
3	大洲小学校	51	上須戒体育館
4	大洲南中学校	52	長浜体育館
5	大洲高等学校	53	長浜公民館（長浜ふれあい会館）
6	久米公民館	54	長浜スポーツセンター
7	久米小学校	55	長浜高等学校
8	肱北公民館（社会教育センター）	56	長浜中学校
9	防災センター	57	長浜小学校
10	総合体育館	58	青島コミュニティセンター
11	喜多小学校	59	今坊公民館（長浜しおさい会館）
12	総合福祉センター	60	今坊集会所
13	大洲農業高等学校	61	喜多灘体育館
14	大洲隣保館	62	沖浦公民館
15	大洲北中学校	63	長浜高齢者コミュニティセンター
16	肱北公民館五郎分館	64	櫛生公民館（櫛生福祉センター）
17	平公民館	65	旧櫛生小学校
18	平小学校	66	出海公民館
19	徳森児童センター	67	旧出海小学校
20	平野公民館	68	大和公民館
21	大洲市体育センター	69	豊茂公民館
22	平野小学校	70	旧豊茂小学校
23	平野中学校	71	白滝公民館
24	平野公民館平地上分館	72	旧白滝小学校
25	南久米公民館	73	白滝公民館柴分館
26	国立大洲青少年交流の家	74	柴体育館
27	南久米体育館	75	旧戒川小学校
28	菅田公民館	76	肱川公民館
29	菅田小学校	77	肱川小学校
30	肱東中学校	78	肱川中学校
31	大川公民館	79	肱川農業者トレーニングセンター
32	大成体育館	80	正山自治センター
33	大川公民館蔵川分館（大洲市基幹集落センター）	81	旧正山小学校
34	蔵川体育館	82	大谷自治センター
35	柳沢公民館	83	旧大谷小学校
36	旧柳沢小学校	84	岩谷自治センター
37	旧田処小学校	85	予子林自治センター
38	柳沢公民館田処分館（農村活性化センター）	86	旧予子林小学校
39	新谷公民館	87	中津集会所
40	新谷小学校	88	肱川風の博物館・歌麿館
41	新谷中学校	89	特別養護老人ホームかわかみ荘
42	大洲福社会館	90	河辺小学校
43	帝京第五高等学校	91	河辺公民館坂本分館（河辺農業構造改善センター）
44	新谷公民館喜多山分館	92	旧河辺中学校
45	三善公民館	93	河辺ふるさとの宿
46	三善小学校	94	河辺公民館大伍分館（河辺ふるさと生活館）
47	八多喜公民館	95	河辺公民館北平分館（河辺地域活性化センター）
48	粟津小学校		

1 地区社会福祉協議会

自治会と地区社会福祉協議会との一元化を検討した結果、自治会に統合した場合に、半数の地区において、事務局及び事業の企画運営などの新たな負担が生じることから、全ての地区社会福祉協議会の事務局を大洲市社会福祉協議会に移行する方向で検討する。

現 状	○ 設置地区 17地区 ・ 自治会の範囲の単位 13地区 ・ 旧市町村その他の範囲の単位 4地区
目 的	○ 住民の福祉の増進を図り、健康で明るく住み良い社会を築くこと
主事業	○ 福祉懇談会、独居高齢者のつどい、配食サービス、共同募金など
課 題	○ 事務局体制の差異 ・ 公民館職員 9地区 ・ 大洲市社会福祉協議会職員 8地区
方向性	○ 全ての事務局を大洲市社会福祉協議会に移行する方向で検討 ・ 福祉の向上を図るためには、福祉に関する知識を有した組織が担うことが最も効率的で有効である。 ・ <u>ただし、事務手間を軽減するものであるため、自治会としては、引き続き、連携・協力できる体制を整え、地区における持続可能な福祉事業を推進する。</u>

《地域自治組織再編後の事務局体制（案）》

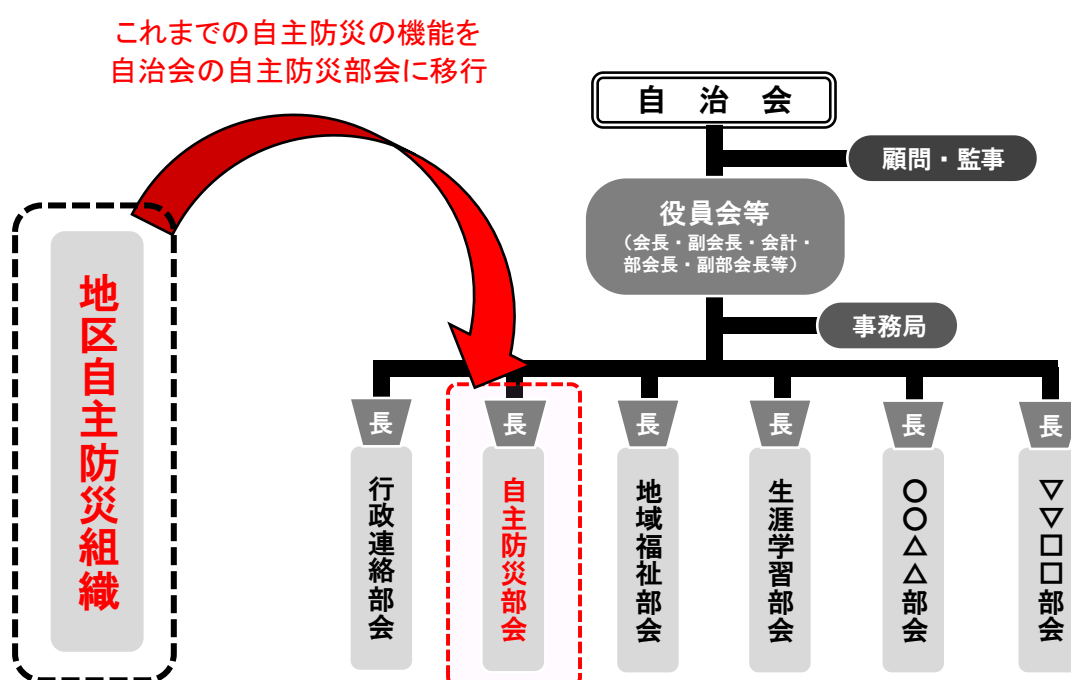
No.	地区社会福祉協議会名	事務局体制	
		現 状	再 編 後
1	肱南地区社会福祉協議会	大洲市社会福祉協議会	大洲市社会福祉協議会 【自治会の役割】 ・ 連携、協力体制の構築 ・ 自主事業の展開
2	久米地区社会福祉協議会	大洲市社会福祉協議会	
3	肱北地区社会福祉協議会	大洲市社会福祉協議会	
4	喜多地区社会福祉協議会	大洲市社会福祉協議会	
5	平地区社会福祉協議会	大洲市社会福祉協議会	
6	平野地区社会福祉協議会	平野公民館	
7	南久米地区社会福祉協議会	南久米公民館	
8	菅田地区社会福祉協議会	菅田公民館	
9	大川地区保健福祉協議会	大川公民館	
10	柳沢地区社会福祉協議会	柳沢公民館	
11	新谷地区社会福祉協議会	新谷公民館	
12	三善地区社会福祉協議会	三善公民館	
13	八多喜地区社会福祉協議会	八多喜公民館	
14	上須戒地区社会福祉協議会	上須戒公民館	
15	長浜地区社会福祉協議会	大洲市社会福祉協議会	
16	肱川地区社会福祉協議会	大洲市社会福祉協議会	
17	河辺地区社会福祉協議会	大洲市社会福祉協議会	

2 地区自主防災組織

自治会と地区自主防災組織との一元化を検討した結果、地域が一体となって、防災活動を行うためには、二重組織を解消し、活動しやすい体制づくりが必要であると考え、地区自主防災組織の機能を自治会の自主防災部会に移行する方向で検討する。

現 状	○ 設置地区 33地区 ・ 公民館及び分館の範囲の単位
目 的	○ 住民の隣保共同の精神に基づく、自主的な防災活動を行うことにより、防災意識の普及啓発及び防災活動能力の向上を図り、地震、水害その他の災害による被害の防止及び軽減を図ること
主事業	○ 地区研修会・防災訓練、防災士資格取得、備蓄物資整備など
課 題	○ 指揮命令系統が不明確 ○ 人口減少や高齢化の影響による役員のなり手・担い手不足 ○ 役員の固定化による負担の偏り など
方向性	○ 地区自主防災組織の機能を自治会の自主防災部会に移行する方向で検討 ・ 地域が一体となって、防災活動を行うために、二重組織を解消し、活動しやすい体制づくりを整える。 ・ <u>ただし、異常気象による洪水被害や土砂災害をはじめ、30年以内に70～80%の確率で発生が予想されている南海トラフ地震に備えて、引き続き、研修会や防災訓練、情報共有などの場を提供するため、現行の「大洲市自主防災組織連絡協議会」は継続する。</u>

《自治会との一元化のイメージ図》

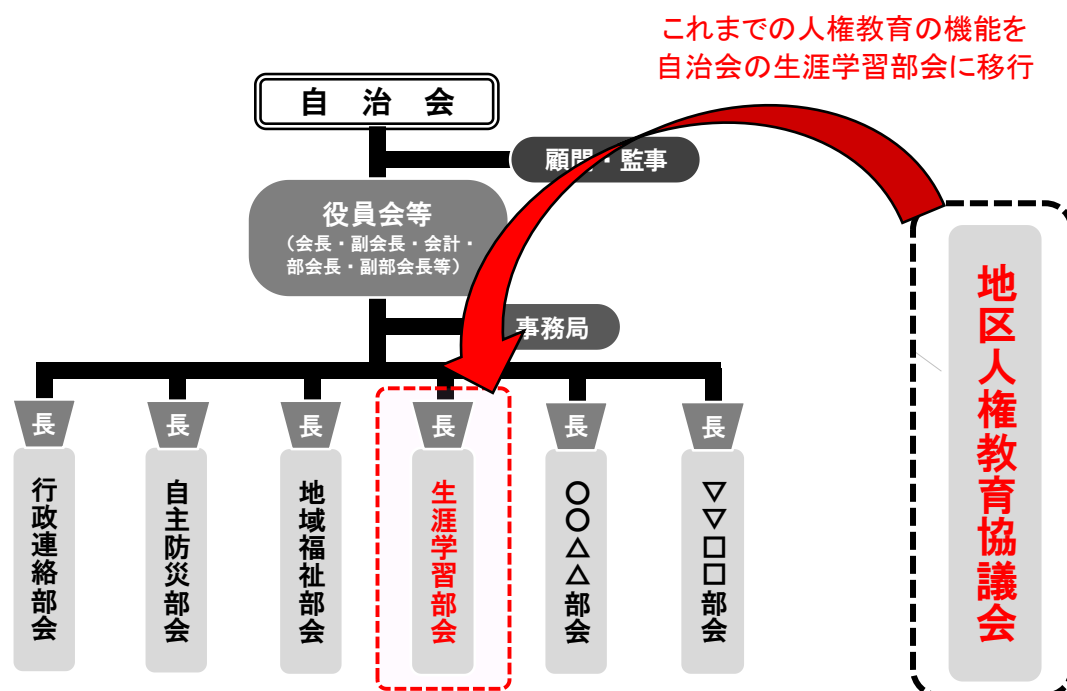


3 地区人権教育協議会

自治会と地区人権教育協議会との一元化を検討した結果、地域が一体となって、人権教育活動を行うためには、二重組織を解消し、住民の負担軽減をはじめ、活動しやすい体制づくりが必要であると考え、地区人権教育協議会の機能を自治会の生涯学習部会に移行する方向で検討する。

現 状	○ 設置地区 24地区 ・ 公民館及び分館の範囲の単位
目 的	○ 地区における人権・同和教育を住民ぐるみで強力に推進すること
主事業	○ 地区研修会、市等人権教育研究大会等への参加、啓発活動など
課 題	○ 人口減少や高齢化の影響による役員のなり手・担い手不足 ○ 役員の固定化による負担の偏り ○ 組織廃止による人権・同和教育活動の衰退 など
方向性	○ 地区人権教育協議会の機能を自治会の生涯学習部会に移行する方向で検討 ・ 地域が一体となって、人権教育活動を行うために、二重組織を解消し、住民の負担軽減をはじめ、活動しやすい体制づくりを整える。 ・ 人権教育活動が衰退しないよう、 <u>人権教育及び啓発活動のための事業の実施を地域の学び事業の中での一定基準として定め、継続的に事業を推進するとともに、市等人権教育研究大会への参加に協力する。</u>

《自治会との一元化のイメージ図》



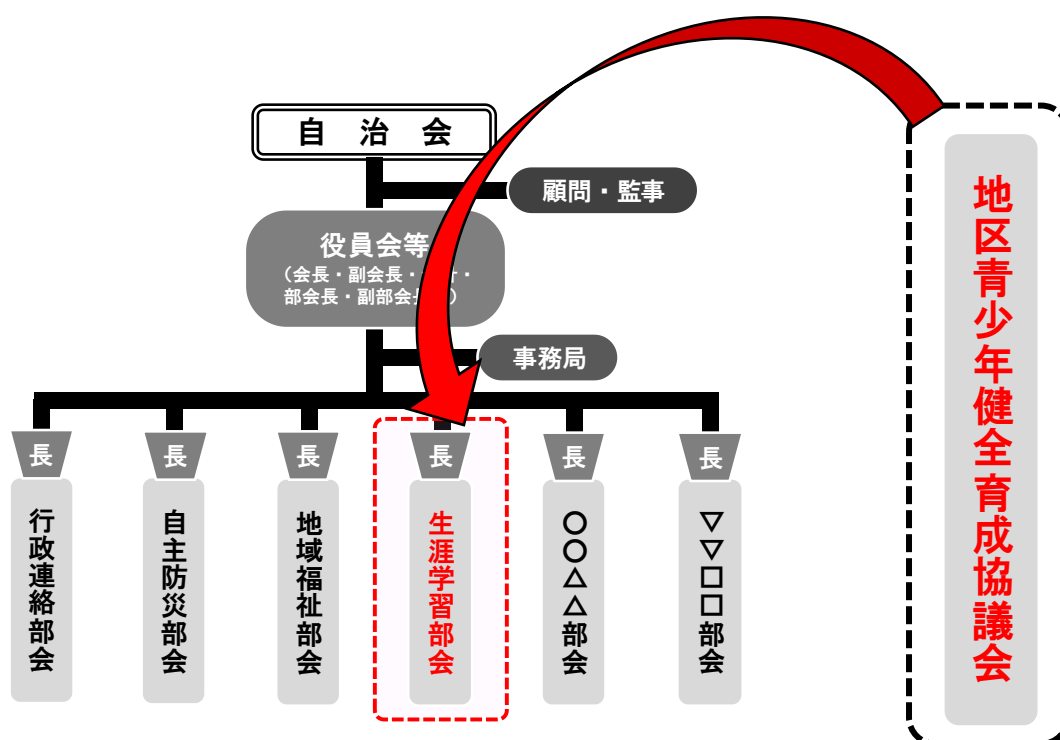
4 地区青少年健全育成協議会

自治会と地区青少年健全育成協議会との一元化を検討した結果、地域が一体となって、青少年の健全育成活動を行うためには、二重組織を解消し、住民の負担軽減をはじめ、活動しやすい体制づくりが必要であると考え、地区青少年健全育成協議会の機能を自治会の生涯学習部会に移行する方向で検討する。

現 状	○ 設置地区 23地区 ・ 公民館の範囲の単位
目 的	○ 青少年の健全な育成を図ること
主事業	○ 地区研修会、市青少年健全育成推進大会への参加、街頭指導など
課 題	○ 人口減少や高齢化の影響による役員のなり手・担い手不足 ○ 役員の固定化による負担の偏り ○ 組織廃止による青少年健全育成活動の衰退 など <u>※ 地区青少年健全育成協議会活動補助金が公民館活動補助金との一本化により、すでに5地区が協議会を廃止し、公民館活動又は自治会活動に移行した。更に8地区が今後廃止する予定となっている。</u>
方向性	○ <u>地区青少年健全育成協議会の機能を自治会の生涯学習部会に移行する方向で検討</u> ・ 地域が一体となって、人権教育活動を行うためには、二重組織を解消し、住民の負担軽減をはじめ、活動しやすい体制づくりが必要である。 ・ 青少年健全育成活動が衰退しないよう、 <u>青少年健全育成に資する事業の実施を地域の学び事業の中での一定基準として定め、これまでの事業を継続するとともに、市等青少年健全育成推進大会への参加に協力する。</u>

《自治会との一元化のイメージ図》

これまでの青少年健全育成の機能を
自治会の生涯学習部会に移行



5 大洲交通安全協会支部

自治会と大洲交通安全協会支部との一元化を検討した結果、組織の目的から、自治会との一元化は困難であると考え、引き続き、現状の体制を維持し、自治会と大洲交通安全協会支部が連携しながら、地域の安全・安心なまちづくりを推進するが、交通安全施設の要望にあたっては、防犯灯設置等の要望と同様に自治会がとりまとめを行う方向で検討する。

現 状	○ 設置地区 21地区 ・ 主に公民館の範囲の単位
目 的	○ 会員相互の親睦と交通関係全般の健全な発達を図り、併せて交通道德の普及高揚及び交通の安全を保持すること
主事業	○ 交通教室、街頭指導、各種イベント時の交通整理など
課 題	○ 自動車等の所有者並びに運転免許取得者をもって組織 ○ 会員の会費が主な財源 ○ 交通安全施設の地区要望とりまとめの組織に差異 など
方向性	○ 自治会と大洲交通安全協会支部ともに現状の体制の維持 ○ 交通安全施設のとりまとめ窓口を自治会に統一する方向で検討 ・ 大洲警察署の関連組織であり、交通事故防止等の啓発事業や自動車運転者等に対する安全教育など、組織の目的から、自治会との一元化は困難であると考え。 <u>・ 要望のとりまとめを自治会とするが、引き続き、大洲交通安全協会支部と連携しながら、地域の安全・安心なまちづくりに努める。</u>

《自治会と大洲交通安全協会支部の関連性》

No.	安協支部名	自治会名
1	肱南支部	肱南自治会、久米自治会
2	肱北支部	肱北地区自治会
3	東大洲支部	若宮地域自治会、五郎自治会、田口地区自治会、たいら自治会
4	平野支部	平野自治会
5	南久米支部	南久米自治会
6	菅田支部	菅田自治会
7	大川支部	大川自治会
8	柳沢支部	柳沢自治会
9	新谷支部	新谷自治会
10	三善支部	三善自治会
11	八多喜支部	八多喜自治会
12	上須戒支部	上須戒自治会
13	長浜支部	長浜自治会、沖浦自治会
14	喜多灘支部	今坊自治会
15	櫛生支部	櫛生地域自治会
16	出海支部	出海自治会
17	大和支部	大和自治会
18	豊茂支部	豊茂自治会
19	白滝支部	白滝自治会
20	肱川支部	肱川中央自治会、正山自治会、大谷自治会、岩谷地域自治会、予子林自治会
21	河辺支部	植松自治会、坂本自治会、大伍自治会、北平自治会

1 自治会連絡会議等の在り方

(1) 現 状

自治会連絡会議は、人々が支えあい、心豊かに暮らすことができる住み良い地域社会の実現を達成するために、33地区の自治会長を委員として、年2回（6月・2月）に開催しており、市への要望をはじめ、自治会が抱える課題や問題などを議題として、市からの回答や意見交換、情報交換ができる場を提供している。

(2) 課 題

平成27年度から開催しているが、近年、提出される自治会、また、意見交換の材料となる課題や問題の内容が固定化しているなど、全体的に形式的な運営となっており、自主的・発展的な自治会活動に繋がるような会議となるよう見直す必要が生じている。

(3) 再編後の基本的な考え方

自治会連絡会議には、自治会長以外に事務局を担う集落支援員の参加を求めるほか、別に集落支援員及びセンター職員が意見交換や情報共有できる機会、また、地域づくりに関する研修の機会を設け、地域の魅力発掘と活性化に寄与するとともに、個人情報や財産を扱う機会が増えることから、個人情報漏洩や不正行為を未然に防ぐための研修を定期的に開催する。

< 予定会議 >

会 議 名	年 回	会 議 内 容	参 集 者
自治会連絡会議	2	市からの連絡事項 市への要望事項 意見交換 ほか	理事者 自治会長 集落支援員
集落支援員研修	3	集落支援員としての心構え 全国の取組事例紹介 地域の取組事例発表 情報交換、意見交換 ほか	集落支援員
センター職員研修	1	センター職員としての心構え 貸館事務の取扱 情報交換、意見交換 ほか	センター長 センター職員
個人情報取扱研修	1	個人情報保護法 個人情報保護制度の概要 個人情報事務取扱 ほか	自治会長 集落支援員 センター長 センター職員
コンプライアンス研修	1	基本概念 違反によるリスクマネジメント 意識の高揚 ほか	センター長 センター職員 集落支援員

※ 随時、会議の効果等を検証し、必要に応じて回数や内容等を見直す。

2 市政懇談会の在り方

(1) 現 状

市政懇談会は、住民と行政の協働による住み良い地域づくりに資するため、直接、自治会役員等から広く意見を聞くことを目的に、33自治会（1自治会／2年に1回）で開催しており、市が準備したテーマから自治会が選定する方法を用いて、市からの説明をはじめ、意見交換ができる場を提供している。

(2) 課 題

平成19年度から開催しているが、積極的に開催を希望する自治会と受動的な自治会があり、全体的に形式的な運営となっている。

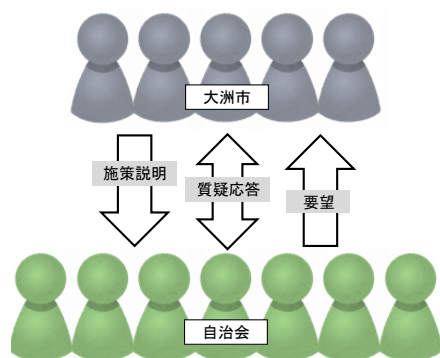
また、主要施策の説明に時間を要し、肝心の意見交換の時間が短いというご意見をはじめ、今後の在り方を検討する中で、当然に開催すべきとの意見、逆に考え直すべきとの意見もあることから、市民と行政が気軽に対話できるよう開催方法の抜本的な見直しが必要となっている。

(3) 再編後の基本的な考え方

市と自治会の懇談の場の提供として、引き続き、市政懇談会を開催するが、気軽に対話できる環境を整えるために、主要施策等の行政提案型による会議から地域課題や新たに取り組もうとする事業などを中心とした自治会提案型とし、4年に1回の開催とする。

項 目	現 状	再 編 後
開催回数	2年に1回（1自治会）	市長任期中[4年]に1回 （1自治会） ※ 基本、4年に1回とするが、主要施策の重要案件などを説明する場合、随時、追加開催とする。
内 容	行政提案型による説明・意見交換（主要施策等のテーマ）	自治会提案型による意見交換 （地域課題等自由テーマ） ※ 地域課題は地域ごとで異なるため、意見交換のテーマはそれぞれで決定し、集落支援員等が進行役となる。
参 集 者	大洲市：理事者 自治会：役員、区長、各種団体長ほか	大洲市： 市長、関係部課長 自治会：役員、区長、各種団体長、集落支援員ほか

【従来の形】



【新たな形のイメージ】

